人事行政の運営等の状況の公表

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職の状況（平成 20 年度）

平成 20 年度に新たに採用された一般職の職員及び退職した一般職の職員の状況は次のとおりです。

区　　分	一般職員等
採用者数（平成 20 年 4 月 1 日～21 年 3 月 31 日）	7 人
退職者数（平成 20 年 4 月 1 日～21 年 3 月 31 日）	15 人
参考：平成 21 年 4 月 1 日採用者数	7 人

(2) 職員数の状況

ア　部門別職員数状況及び主な増減理由（各年 4 月 1 日）

部門別職員数の異動状況と主な増減理由を示したものです。　（人）

部　　門		平成 21 年 (a)	平成 20 年 (b)	対前年増減数 (a)－(b)	主な増減理由（平成 21 年）
一般行政	議　　会	3	3	0	
	総　　務	45	47	▲2	事務の統廃合縮小
	税　　務	12	12	0	
	民　　生	24	26	▲2	事務の統廃合縮小、欠員不補充
	衛　　生	14	14	0	
	農林水産	17	18	▲1	事務の統廃合縮小
	商　　工	4	4	0	
	土　　木	16	18	▲2	事務の統廃合縮小
	小　　計	135	142	▲7	
特別行政	教　　育	29	30	▲1	事務の統廃合縮小、欠員不補充
	小　　計	29	30	▲1	
公営企業等会計	水　　道	9	9	0	
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	15	15	0	
	小　　計	29	29	0	
総　　合　　計		193	201	▲8	

注　本表の職員数には、町長、副町長は含まれていません。

イ　定員適正化計画の年次別実績（各年 4 月 1 日現在）

平成 17 年度に、平成 18 年度～22 年度までの数値目標を定めた「定員適正化計画」策定し、5 年間に 14 人（6.7%）の減員を目標としています。　（人）

区　分 （一般行政）	H17 年 (計画前年)	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H18～22 年計	(参考) 平成 18 年～22 年度数値目標
職員数	210	209	208	201	193		―	196
増減数		▲1	▲1	▲7	▲8		▲17	▲14

＊ 参考：臨時職員の数（各年 4 月 1 日現在）　（人）

区　分	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	備　考
職員数	15	13	21	21	36	
増減数		▲2	8	0	15	

ウ　一般行政職の級別職員の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区　分	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
代表的な職	主 事（補） 技 師（補）	主　事 技　師	主　査 主　任	課長補佐 副 主 幹	課　長 主　幹 課長補佐 副 主 幹	課　長 主　幹
職員数	19 人	12 人	42 人	12 人	39 人	8 人
構成比	14.4%	9.1%	31.8%	9.1%	29.5%	6.1%

注　本表の職員数は、保健師、保育士、幼稚園教諭等を除いた一般行政職の級別職員数です。

2　職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

町の職員は、町長、副町長などの特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。

平成 20 年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は 16 億 5,665 万 8 千円で、町の歳出総額の 24.9%です。　（普通会計決算額）

住民基本台帳人口（H21.3.31 現在）	歳出額　A	実質収支	人件費　B	人件費率（B／A）	(参考)平成 19 年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
19,684	6,651,486	109,132	1,656,658	24.9	26.2

注　人件費には、町長などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当負担金、災害補償費などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（平成 20 年度普通会計決算）

平成 20 年度に一般職の職員 171 人に支払われた給与費の総額は 10 億 7,068 万 1 千円、1 人当たりの給与費は 626 万円となります。

職　員　数（A）	給　与　費				一人当たり給与費（B）／（A）
	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　（B）	
人	千円	千円	千円	千円	千円
171	711,280	72,998	286,403	1,070,681	6,261

注 1　町長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与・報酬、共済組合、災害補償費の負担金等は給与費には含まれていません。

2　職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区　分		初 任 給	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一　般行政職	大学卒（上級）	円 172,200	円 248,400	円 304,700	円 332,700
	高校卒（初級）	140,100	222,000	268,200	311,300
技能労務職		137,200	224,200	258,000	285,500

(4) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区　分	山　田　町		岩　手　県	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	332,500 円	44 歳 05 月	338,788 円	43 歳 00 月
技能労務職	339,200 円	51 歳 01 月	312,970 円	47 歳 03 月

(5) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

平成 21 年 4 月 1 日現在、国を 100 とした場合の町職員のラスパイレス指数は 95.2 です。

(6) 職員手当の状況

ア　扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区　分	内　　容
扶養手当	1　配偶者　月額 13,000 円 2　配偶者以外の扶養親族　月額 6,500 円 （配偶者のいない場合の１人目　月額 11,000 円） ※ なお、16 歳から 22 歳までの子の場合には、5,000 円が加算される。
住居手当	1　借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額 27,000 円まで 2　自宅居住者 月額 3,000 円 3　留守家族が借家・借間又は自宅に居住している単身赴任者 1 又は 2 のそれぞれの 2 分の 1 の額 ※ 2 及び 3 のうち、所有に係る住宅については、新築・購入から 5 年以内のものに限る。
通勤手当	1　交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 50,000 円まで 2　自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額 24,500 円まで

イ　時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給されます。

区　　分	平成 20 年度	平成 19 年度
支　給　総　額	17,743 千円	30,263 千円
職員１人当たり支給年額	109 千円	169 千円

ウ　特殊勤務手当

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

支給実績(平成 20 年度)	336 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度）	24,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	8.6 %
手当の種類（手当数）	9 手当
支給額の多い手当	税務手当
多くの職員に支給されている手当	税務手当

エ　期末・勤勉手当の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

1 人当たり平均支給額（平成 20 年度）			1,675 千円
平成 20 年度支給割合		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.40 月分	0.750 月分
	12 月期	1.60 月分	0.750 月分
	計	3.00 月分	1.500 月分
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		有 ※ 一般行政職加算率 3 級：5%　4、5、6 級：10%	

注　支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

オ　退職手当の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。この支給率は国と同じです。

区　　分		山 田 町	岩 手 県	国
自己都合	勤続 20 年	23.50　月分	23.50　月分	23.50　月分
	勤続 25 年	33.50　月分	33.50　月分	33.50　月分
	勤続 35 年	47.50　月分	47.50　月分	47.50　月分
	最高限度	59.28　月分	59.28　月分	59.28　月分
勧奨・定年	勤続 20 年	30.55　月分	30.55　月分	30.55　月分
	勤続 25 年	41.34　月分	41.34　月分	41.34　月分
	勤続 35 年	59.28　月分	59.28　月分	59.28　月分
	最高限度	59.28　月分	59.28　月分	59.28　月分

カ　退職手当の 1 人当たり平均支給額（平成 20 年度）

区　　分	自己都合退職	勧奨・定年退職
一　般　職　員	14,203 千円	25,740 千円

(7) 給与・職員手当の抑制措置の状況

町では、地域経済の状況等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。

抑制措置	対象職員	内　　容
管理職手当の減額	課長・主幹等	平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月　20%減額

(8) 特別職の給与などの状況

特別職の職員のうち、町長、副町長の給料、町議会議員の報酬などです。

【特別職の給与・報酬】　（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区　　分	報 酬 等 月 額	期　末　手　当
町　　長	705,000 円 (785,000 円)	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.75 月分 計　3.35 月分
副　町　長	567,000 円 (617,000 円)	
議　　長	280,000 円 (292,000 円)	
副　議　長	231,000 円 (242,000 円)	
議　　員	216,000 円 (226,000 円)	

注　平成 16 年 1 月から 19 年 3 月まで、町長は給料の 10%、副町長は 8%、町議会議員は 5,000 円～7,000 円の範囲で報酬を減額する抑制措置を継続してきたところですが、平成 18 年度に給料等そのものを引下げる改定を行い、19 年 4 月より適用しています。（　）内は改定前の金額です。

3　勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 40 時間です。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項）

イ　職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までです。なお、この勤務時間中に正午から 1 時間の休憩時間を置いています。（職員の勤務時間に関する規程第 3 条）

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成 20 年）

総付与日数　(a)	総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)／(c)	消 化 率 (b)／(a)
5,630 日	1,455 日	144 人	10.1 日	25.8%

注　年次休暇は 1 年につき 20 日付与されます。上表は一般職員(町長部局に勤務する一般事務職員)の使用状況です。

(3)　特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（平成 20 年 4 月 1 日現在）

ア　選挙権等を行使する場合　必要と認められる期間
イ　裁判員、証人等として裁判所へ出頭する場合　必要と認められる期間
ウ　骨髄提供のための休暇　必要と認められる期間
エ　ボランティア休暇　5 日の範囲内の期間
オ　結婚休暇　連続する 7 日の範囲内の期間
カ　妊娠に起因する障害のための休暇　10 日の範囲内で必要と認められる期間
キ　産前休暇　8 週間（多胎妊娠 14 週間）
ク　産後休暇　8 週間
ケ　生後 1 年 6 月に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間　1 日 2 回それぞれ 1 時間の期間
コ　子の看護のための休暇　一の年において 5 日の範囲内の期間
サ　子の介助のための休暇　必要と認められる期間
シ　生理休暇　2 日
ス　妻が出産する場合　3 日の範囲内
セ　忌引　親族の区分により最長 10 日間
ソ　父母等の祭日　1 日に範囲内の期間
タ　夏季休暇　原則として連続する 4 日の範囲内の期間（7 月～9 月）

(4) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成 20 年度）

育児休業は最大で 3 年間取得可能であり、また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1 日 2 時間の範囲内で部分休業を取得することが可能です。

＊ 育児休業中は無給となります。

ア　育児休業及び部分休業の取得者数

区　　分	男性職員	女性職員	計
平成 20 年度中に新たに育児休業を取得した職員			
平成 20 年度中に新たに部分休業を取得した職員		1 人	1 人
平成 19 年度から引き続き育児休業を取得している職員			
平成 19 年度から引き続き部分休業を取得している職員			

イ　育児休業の承認期間（平成 20 年度中に新たに取得した職員に限る。）

期　　間	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年6月以下	1 年6月超え 2 年以下	2 年超え 2 年6月以下	2 年6月超え 3 年以下	計
取得職員数							0 人

ウ　部分休業の承認期間（平成 20 年度中に新たに取得した職員に限る。）

期　　間	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年6月以下	1 年6月超え 2 年以下	2 年超え 2 年6月以下	2 年6月超え 3 年以下	計
取得職員数	1 人						1 人

(5) 介護休暇の取得状況（平成 20 年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6 月の範囲内で介護休暇を取得することができます。

＊ 勤務しなかった時間に応じ給与が減額されます。

ア　介護休暇の取得者数

要介護者の続柄別	配偶者	父母	子	その他	計
取 得 職 員 数					0 人

イ　介護休暇の取得期間

期　　間	1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え 6 月以下	計
取得職員数							0 人

4　分限及び懲戒処分の状況（平成 20 年度）

(1) 分限処分者数

処　　分　　事　　由	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
計					0 人

注　同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	訓告等	計
給与・任用に関する不正						
一般服務違反関係						
一般非行関係						
収賄等関係						
道路交通法違反						
監督責任						
計						0 人

(3) 刑事処分者数

事件の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	計
収賄による場合					
横領による場合					
傷害・暴行による場合					
公職選挙法違反による場合					
道路交通法違反による場合					
その他					
計					0 人

5　服務の状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。

6　研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成 20 年度）

ア　基本研修

研 修 課 程 名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
吏員研修（新任課程・後期）	1	4 日	7 人
吏員研修（初級課程）	1	4 日	8 人
吏員研修（中級課程）	1	3 日	1 人
吏員研修（上級課程）	1	3 日	3 人
係長研修（現任課程）	2	4 日	2 人
課長補佐新任研修	3	6 日	8 人
課長新任研修	3	6 日	6 人
計	12	30 日	35 人

イ　専門研修

研 修 課 程 名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
契約事務研修（3 年未満）	1	2 日	1 人
財務事務研修（3 年未満）	1	2 日	1 人
財産管理事務研修（3 年未満）	1	2 日	1 人
地方公営企業財務会計講習	1	2 日	1 人
広報担当者研修（3 年未満）	1	2 日	1 人
土地区画整理入門	1	2 日	1 人
換地計画等	1	2 日	1 人
移転補償研修	1	2 日	1 人
換地設計演習	1	2 日	1 人
計	9	18 日	9 人

ウ　特別研修

研 修 課 程 名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
人事評価研修	4	8 日	15 人
政策形成講座	1	3 日	1 人
政策法務講座	1	2 日	1 人
中堅職員研修	1	12 日	3 人
メンタルヘルス講座	1	1 日	1 人
人事事務研修	1	2 日	1 人
東北六県ＯＪＴ実践コース指導者養成	1	3 日	1 人
計	10	31 日	23 人

エ　その他の研修

研 修 課 程 名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
町独自研修	4	8 日	24 人
計	4	8 日	24 人

(2) 勤務成績判定の実施状況

平成 17 年度から、全職員を対象とした勤務評価を試行により実施しています。

7　福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成 20 年度）

検　診　名	対象職員数	受診者数	受 診 率
子宮がん検診	59 人	22 人	37.3%
乳がん検診	43 人	26 人	60.5%
胸部検診	203 人	185 人	91.1%
肝臓・胆のう・腎臓検診	167 人	143 人	85.6%
胃がん検診	167 人	130 人	77.8%
循環器検診	202 人	190 人	94.1%
ＶＤＴ検診	―	2 人	―

(2) 公務災害補償の状況（平成 20 年度）

公務災害補償とは、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害に対する補償で、業務上の災害について補填を行うことは福祉制度の一つであり、社会保障制度の一環をなすものです。

平成 20 年度に公務災害と認定された件数は 0 件でした。

区　　分	一般職	技能労務職	企業職	その他	計
療養補償・休業補償・介護補償					
傷病補償・障害補償・遺族補償					
葬祭補償					
認　定　件　数					0 件